

戦略分野国内生産促進税制の創設

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

民間として事業採算性に乗りにくいのが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX、DX、経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進することを目的として創設される。

(2) 内容

産業競争力強化法の「事業適応計画」に従って導入された一定の機械その他の減価償却資産の取得等に係る投資について、産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度を対象期間として、生産・販売量に応じて一定額の税額控除を受けることができる。

(3) 適用時期

産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度において適用される。

(4) 影響

生産段階のコストが大きいような電動車や半導体等の対象物資を製造する企業に対して、生産・販売拡大のインセンティブを与えることで、本税制が対象とする革新性の高い製品の市場創出を加速化することが可能となる。

(5) 実務のポイント

産業競争力強化法の改正により規定される「事業適応計画」の認定を受けることが前提の制度であるため、具体的な要件、申請手続き等については、同法施行令等の公表を待ち、確認する必要がある。

2. 改正の趣旨・背景

中長期的な経済成長を牽引する戦略分野において、国として特段に戦略的な長期投資が必要不可欠となる投資を選定し、その中でも総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（半導体、電気自動車等（蓄電池）、鉄鋼（グリーンスチール）、基礎化学品（グリーンケミカル）、航空機燃料（SAF））に対して、生産・販売量に応じて減税を行う措置が創設される。

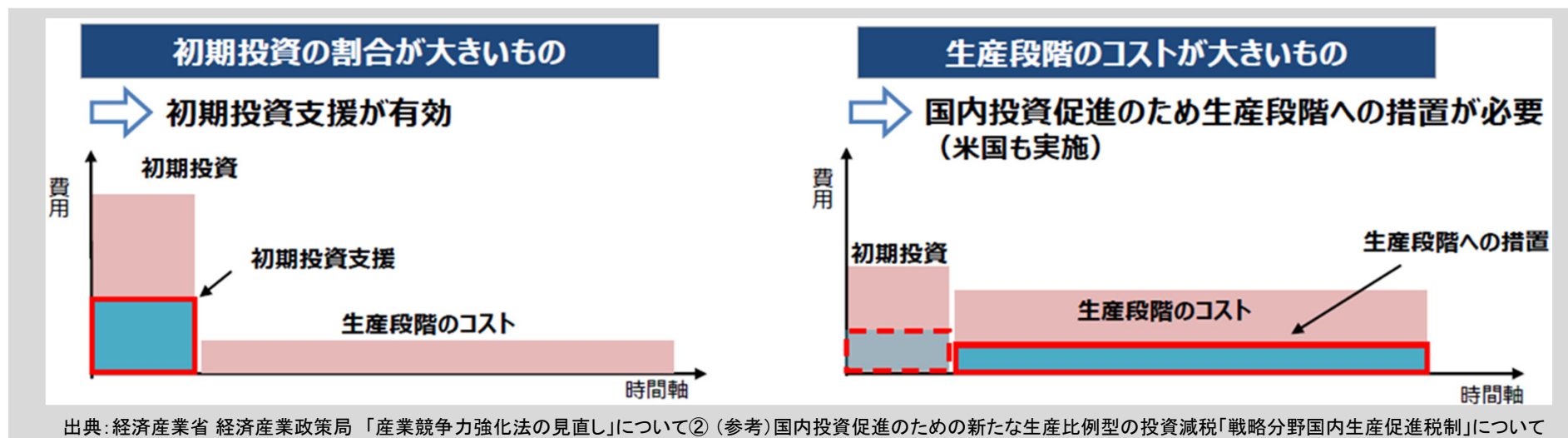
3. 制度の内容

(1) 内容

認定事業適応事業者（※1）が産業競争力強化法の事業適応計画に従って一定の機械その他の減価償却資産の取得等をし、国内にある事業の用に供した場合、対象期間（※2）の日を含む各事業年度において、一定額の税額控除ができることとする。

（※1）その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品（仮称）の生産及び販売を行う旨の記載があるものに限る。

（※2）産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内



3. 制度の内容

(1) 内容

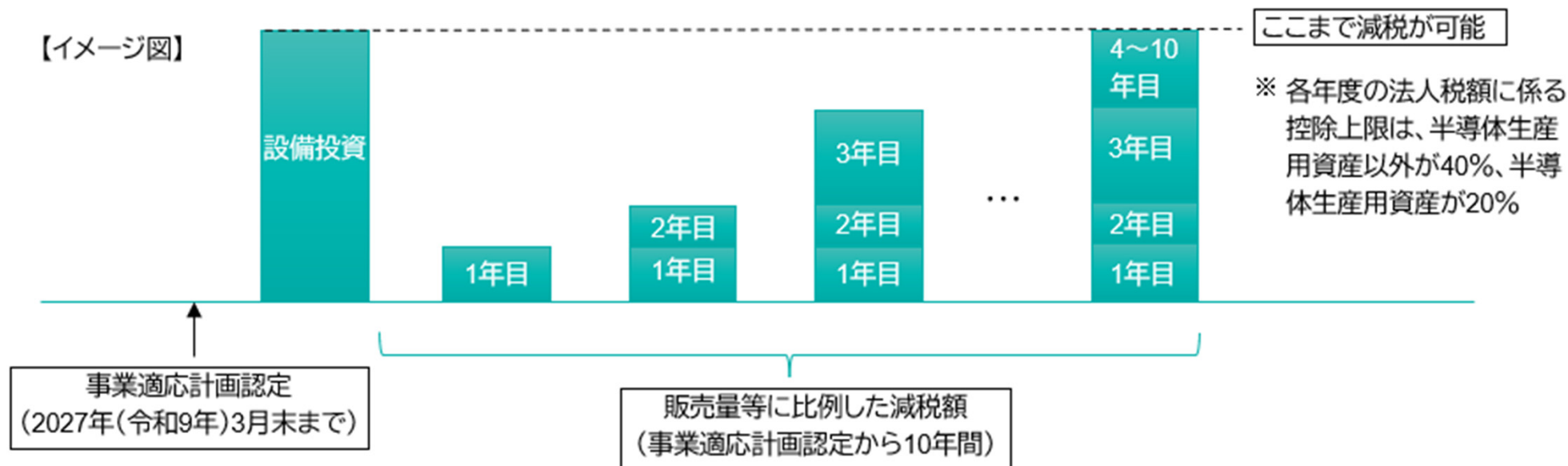
適用対象者及び要件	① 青色申告書を提出する法人 ② 産業競争力強化法の事業適応計画について認定を受けること ③ 産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)の取得等をし、国内にある事業の用に供すること ④ 下記ア、イ、ウのいずれか1つ以上に該当すること ア 適用年度の所得 \leq 前期所得 イ 適用年度の継続雇用者給与等支給額 \geq 前期の継続雇用者給与等支給額 \times 101% ウ 適用年度の国内設備投資額 $>$ 減価償却費の40%
対象資産	新設又は増設される産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)
対象期間	産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度
税制措置(税額控除)	①と②のうちいずれか少ない金額 ①産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)により生産された 産業競争力基盤強化商品(仮称)のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額 ② 産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)の取得価額を基礎とした金額 (既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。)(※1) (注)デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除との合計で当期の法人税額の40%(半導体生産用資産にあっては20%)を上限(※2)

(※1)「産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)の取得価額を基礎とした金額」は、その産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品(仮称)を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額とする。

(※2)税額控除の限度額を超える金額については、4年間(半導体生産用資産にあっては、3年間)の繰越しができる。

3. 制度の内容

(1) 内容



(2) 対象物資・控除額

戦略分野国内生産促進税制における産業競争力基盤強化商品(仮称)及び単位当たり控除額			
産業競争力基盤強化商品(仮称)	産業競争力基盤強化商品(仮称)の仕様	単位当たり控除額(注)	
半導体	マイコン半導体	28~45nm相当	1.6万円/1枚
		45~65nm相当	1.3万円/1枚
		65~90nm相当	1.1万円/1枚
		90nm以上	7千円/1枚
	パワー半導体	ウエハーの主体がけい素	6千円/1枚
		ウエハーの主体が炭化けい素又は窒化ガリウム	2.9万円/1枚
アナログ半導体	イメージセンサー	1.8万円/1枚	
	その他	4千円/1枚	
電動車	軽自動車ではない電気自動車及び燃料電池自動車	40万円/1台	
	上記以外の電動車	20万円/1台	
鉄鋼(グリーンスチール)		2万円/1トン	
基礎化学品(グリーンケミカル)		5万円/1トン	
航空機燃料(SAF)		30円/1リットル	

(注) 産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称)を事業の用に供した日以後7年を経過する日の翌日から控除額を段階的に引下げる(8年目:75%相当額、9年目:50%相当額、10年目:25%相当額)。

(法人税:戦略分野国内生産促進税制の創設)

4. 適用時期

産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日(注)以後10年以内の日を含む各事業年度

(注)産業競争力強化法の改正法の施行の日から2027年(令和9年)3月31日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要がある。

5. 改正の影響

総事業費が大きく、特に生産段階のコストが大きいような対象物資(電動車、半導体、鉄鋼(グリーンスチール)、基礎化学品(グリーンケミカル)、航空機燃料(SAF))を製造する企業による設備投資が促される。

6. 改正の効果(見込額)

財務省「令和6年度税制改正の大綱」によると、戦略分野国内生産促進税制の創設に伴い、平年度で税収について2,190億円程度の減収を見込んでいる。

7. 実務上の留意点

地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない(半導体生産用資産に係る控除税額を除く。)

8. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の改正法の施行日及び制定内容について
- 事業適応計画の概要、具体的な認定要件、申請方法等
- 鉄鋼(グリーンスチール)、基礎化学品(グリーンケミカル)、航空機燃料(SAF)の具体的な物資の仕様について大綱には記載されていない
- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制以外の投資促進税制(地域未来投資促進税制等)との併用適用の可否